

事業所名称の変更

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	職業紹介事業変更届出書及び職業紹介事業許可証書換申請書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
【添付書類】 ○ 不要			
※ただし、法人名称も同時に変更した場合は、次の添付書類が必要となります。			
①	定款又は寄附行為（変更がある場合） ※変更後のものが作成されていない場合は、株主総会議事録を添付		2
②	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（変更がある場合）	1	1
（注意）			
▷ 法人名称も同時に変更した場合は、①②について提出が必要です。			
▷ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合がありますことをご了承ください。			
▷ 大分労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。			
【提出期限】 ○ 変更後10日以内			
【手数料】 ○ なし			
【提出先】 ○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局、又は事業所を管轄する労働局			

事業所所在地の変更

【提出様式】		提出部数	
		原本	コピー
①	職業紹介事業変更届出書及び職業紹介事業許可証書換申請書（様式第6号） [第1面・第2面]	1	2
【添付書類】			
①	定款又は寄附行為（変更ある場合） ※変更後のものが作成されていない場合は、株主総会議事録を添付		2
②	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（変更がある場合）	1	1
③	事務所の賃貸借契約書等（使用目的等で「職業紹介の事務所使用」が確認できること）		
	※申請法人所有の場合 「不動産登記事項証明書」	1	1
	※賃貸借契約の場合 「不動産賃貸借契約書」		2
	・ 仲介事業者を介さず、かつ貸主が個人の場合は上記に加え「不動産登記事項証明書」（任意）	1	1
	※転貸借の場合 「原契約書」・「転貸借契約書」・「所有者の承諾書」		2
	・ 貸主が個人の場合は、上記に加え「不動産登記事項証明書」（任意）	1	1
※使用目的等で「職業紹介の事務所使用」が確認出来ない場合は「承諾書」	1	1	
※事業所のレイアウト図（職業紹介事業に使用するスペースの縦・横・面積がわかるもの）		2	
（注意）			
▷ 事業主住所と事業所所在地（職業紹介事業を行う場所）が同一であり、同時に変更した場合には、①②について提出が必要です。			
▷ 上記書類の内容によっては、補足資料を追加をお願いする場合がありますことをご了承ください。			
▷ 大分労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を入手できる場合は添付を省略することができます。			
【提出期限】 ○ 変更後10日以内			
【手数料】 ○ なし			
【提出先】 ○ 事業主（本社所在地）を管轄する労働局、又は事業所を管轄する労働局			